

「店頭デリバティブ取引説明書」新旧対照表

アンダーライン：改訂箇所

新	旧
<p>2 ページ</p> <p>店頭デリバティブ取引のリスク等重要事項について</p> <p>6 当社は、お客様の相手方となって取引を成立させます（相対取引）。一方で、本取引においては、当社はお客様との取引から生じるリスクの減少等を目的とし、カバー取引を次の業者と行います。カバー注文に関しては、カバー取引における約定処理速度、スプレッド、手数料、安定性等を考慮し当社の判断でカバー先を選択致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FX-Edge Liquidity Provider ・<u>Forex Capital Markets Limited 金融商品取引業：英国金融行為規制機構</u> ・フィリップ証券株式会社 金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第 127 号 ・スターリング証券株式会社 金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第 247 号 <ul style="list-style-type: none"> ・岡安商事株式会社 金融商品取引業者：近畿財務局長(金商)第 304 号 	<p>店頭デリバティブ取引のリスク等重要事項について</p> <p>6 当社は、お客様の相手方となって取引を成立させます（相対取引）。一方で、本取引においては、当社はお客様との取引から生じるリスクの減少等を目的とし、カバー取引を次の業者と行います。カバー注文に関しては、カバー取引における約定処理速度、スプレッド、手数料、安定性等を考慮し当社の判断でカバー先を選択致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FX-Edge Liquidity Provider ・<u>AxiCorp Limited 金融商品取引業：英国金融行為規制機構 FCA No. 509746</u> ・フィリップ証券株式会社 金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第 127 号 ・スターリング証券株式会社 金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第 247 号 ・岡安商事株式会社 金融商品取引業者：近畿財務局長(金商)第 304 号

以上